

○三重大学三翠ホール使用規程

(令和3年3月24日規程第844号)

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学三翠ホール(以下「三翠ホール」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 三翠ホールは、三重大学(以下「本学」という。)の教育研究の進展に資するとともに、学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「部局等」とは、各学部、各研究科、教養教育院、高等教育デザイン・推進機構、学生総合支援機構、情報教育・研究機構、地域イノベーション推進機構、地域拠点サテライト、地域創生戦略企画室、医学部附属病院、国際交流センター、国際環境教育研究センター、保健管理センター及び事務局(監査チームを含む。)をいう。

(施設)

第4条 三翠ホールに、次の施設を置く。

- (1) 大ホール
- (2) 小ホール
- (3) ホワイエ

(使用の範囲)

第5条 三翠ホールの使用範囲は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 本学が主催する行事に使用する場合
- (2) 部局等が主催する行事に使用する場合
- (3) 本学の職員又は学生等の団体が主催する講演会、研究会、発表会等に使用する場合
- (4) 本学の学生の修学等の目的(前号の使用を除く。)で使用する場合
- (5) その他学長が適当と認める場合

2 前項第4号により使用できる施設は、前条第3号の施設とする。

(使用の範囲の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、本学の使用及び教育研究の遂行に支障がない場合には、国、地方公共団体及び教育・学術団体その他学長が適当と認める団体に三翠ホールを使用させることができる。

(使用できない日)

第7条 三翠ホールを使用できない日は、原則として12月28日から翌年1月4日までの間とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(使用時間)

第8条 三翠ホールの使用時間は、原則として10時から17時までの間とする。
ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(使用手続)

第9条 第5条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6条の規定により三翠ホールを使用しようとする者は、三翠ホール使用申請フォームより、三翠ホール使用手続き(以下「手続き」という。)を行わなければならない。

2 手続きは、原則として使用しようとする日の2週間前までに行わなければならない。

3 第5条第1項第4号による第4条第3号の施設の使用に関しては、第5条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6条により使用していない時間帯とし、手続きは必要としない。

(使用の承認)

第10条 学長は、前条第1項の手続きがあったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについて、三翠ホールの使用承認を申請者に行うものとする。

(使用日時の変更等)

第11条 申請者が、使用承認を受けた後において使用の日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに変更手続きを行わなければならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の承認を取消し、変更し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学において使用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 使用者がこの規程及び使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 申請の記載内容が事実と反するとき。

2 前項の規定により使用の承認を取消し、変更し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(使用料)

第13条 使用料は、建物使用料及び使用目的上必要と思われる設備・備品使用料並びに使用目的上必要と思われる照明・音響・空調・便所等使用料(以下「使用料」という。)とし、その料金は別に定める。

2 第5条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により使用する場合は、使用料を徴収しないものとする。

3 第5条第1項第3号、第5号及び第6条の規定により使用する場合は、使用料を徴収するものとする。

(使用料の負担)

第 14 条 前条第 3 項に規定する使用料は、原則として使用者が負担するものとする。ただし、使用者が所属する部局等の長が特に認めた場合は、当該部局等が負担することができる。

(使用料の納付等)

第 15 条 使用料は、指定の期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その一部又は全部を返還することがある。

(1) 災害その他使用者の責によらない事由で使用できなくなったとき。

(2) 第 12 条第 1 項第 1 号の規定により使用の承認を取消し、又は使用を中止させたとき。

(原状回復)

第 16 条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに建物、設備及び備品等を使用前の原状に回復のうえ返還するものとし、原状回復が困難であると認められた場合は、費用を弁償しなければならない。

(設備等操作管理者等)

第 17 条 三翠ホールの設備等を適切かつ安全に操作するため、事務局に設備等操作管理者を、各部局等に設備等操作担当者を置く。

(事務)

第 18 条 三翠ホールの管理及び運営に関する事務は、施設部施設企画チームにおいて処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、三翠ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 三重大学講堂使用規程(平成 16 年 7 月 14 日規程第 68 号)は、廃止する。